

公共用地境界確定協議依頼書

年 月 日

(あて先) 大阪狭山市長

(依頼者)

住 所
氏 名

(実印)

電 話

(代理人)

住 所
氏 名

(担当者)

電 話

- ☐ 下記の協議地と公共用地 (敷) との境界が不明ですから協議を依頼します。
- ☐ 下記の協議地について、公共用地 (敷) 境界確定 (謄本・抄本) の発行を依頼します。

既確定 { ☐昭和
☐平成 年 月 日付け 第 号 }

記

協 議 地	
協 議 目 的	
協議関係部局	

添 付 書 類

1. 新規依頼

- (1) 委任状 …………… ①土地所有者に代わり依頼を行う場合
②依頼者に代わり事務を代行する場合
- (2) 印鑑登録証明書 …… 依頼者が個人の場合
- (3) 印鑑証明書 …………… 依頼者が法人の場合
- (4) 資格証明書又は …… 依頼者が法人の場合
商業の登記事項証明書
- (5) 土地調書 …………… 協議地、対側地及び隣接地
- (6) 法務局備付け地籍図
(公図) の写し
- (7) 土地の登記事項証明書①協議地の全部事項証明書
②対側地及び隣接地が公共用地の場合はその全部事項証明書
③対側地及び隣接地については、土地調書でも可
- (8) 位 置 図 …………… 協議地付近の地図
- (9) 現況実測図 …………… ①平面図は縮尺 2 5 0 分の 1 以上
(有資格者が測量) ②断面図は縮尺 1 0 0 分の 1 以上
- (10) その他、市長が …… ①住民票 (戸籍附票) の写し ⑤土地沿革調書
必要と認める書類 ②戸籍謄本 (抄本) の写し ⑥地籍図の合成参考図
③遺産分割協議書の写し ⑦地積測量図の写し
④相続関係説明図 ⑧土地所在図の写し 等

2. 謄本 (抄本) の発行依頼

- (1) 委任状 …………… ①土地所有者に代わり依頼を行う場合
②依頼者に代わり事務を代行する場合
- (2) 印鑑登録証明書 …… 依頼者が個人の場合
- (3) 印鑑証明書 …………… 依頼者が法人の場合
- (4) 資格証明書又は …… 依頼者が法人の場合
商業の登記事項証明書
- (5) 法務局備付け地籍図
(公図) の写し
- (6) 土地の登記事項証明書…協議地の全部事項証明書
- (7) その他、市長が …… ①住民票 (戸籍附票) の写し ⑤土地沿革調書
必要と認める書類 ②戸籍謄本 (抄本) の写し ⑥地積測量図の写し
③遺産分割協議書の写し ⑦土地所在図の写し 等
④相続関係説明図

【注 1】個人のプライバシーに関する書類については、原則として原本を還付します。

(例) 戸籍謄本 (抄本)、遺産分割協議書 等

【注 2】法務局等で閲覧した書類や任意に作成された書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名、押印及び作成年月日等を記入願います。

【注 3】印鑑証明書等は、発行日から 3 ヶ月以内のものを添付願います。

【注 4】立会日より 6 ヶ月以上経過しても協議が不調である場合には、書類はお返しすることがあります。なお、返戻通知書及び返戻する協議依頼書は連絡日より 3 ヶ月以上受取りがない場合には、再度連絡の上、廃棄処分とします。

【注 5】水路敷との境界を確定する場合は副本も併せて提出願います。